

くまもと県南フードバレーブランド「RENGA」認定要項

(目的)

第1条 この要項は、くまもと県南フードバレー推進協議会（以下、「協議会」という）が、協議会会員（以下「会員」という。）がこだわりを持って作った商品をくまもと県南フードバレーブランド「RENGA」商品として認定し、広くPRすることにより、RENGAが表す「食によって地域活性化を図っていく」という思想を作り手・売り手・買い手等が共有し、フードバレー構想への理解を深め、広く賛同を得て、本構想の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品 加工食品のほか飲料・飲食店のメニューを含む。なお、同じ商品名で複数の種類を有する場合、一商品として取り扱うものとする。
- (2) 認定 会員からの申請に基づき、一定の基準に適合する商品をくまもと県南フードバレーブランド「RENGA」として認めることをいう。

(認定基準)

第3条 会員がこだわりを持って作り、自社商品として販売する商品で、以下の基準を満たすもの。

- (1) 主な原材料や製造場所が次のいずれかに該当すること。
 - ・ 県南地域の原材料を使用している
 - ・ 熊本県内の原材料を使用して県南地域で製造しているただし、主な原材料について、熊本県内で調達することが困難な食材の場合、九州産の原材料も認めるものとする。
- (2) こだわり
県南地域ならではのストーリー性や原材料、技術、製法、品質、独自性など、明確に説明できるこだわりがある。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする会員（以下「申請者」という。）は、「くまもと県南フードバレーブランド「RENGA」認定申請書」（別記様式第1号）をくまもと県南フードバレー推進協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- 2 会長は、申請者に対し、審査等に必要な資料や商品の提供を求めることができる。ただし、原則として提供された資料や商品は返却しない。

(認定の手続き)

第5条 第4条第1項の規定による申請があったときは、くまもと県南フードバレー推進協議会事務局においてその内容を審査する。

- 2 会長は、認定基準を満たすと認められる商品を企画・運営委員の意見を聞いたうえで「RENGA」として認定する。

また、認定を受けた申請者（以下「認定者」という）に「くまもと県南フードバレーブランド「RENGA」認定証」（別記様式第2号）を交付する。

- 3 会長は第1項の規定による審査において、商品が認定基準を満たしていないと認められるときは、「くまもと県南フードバレーブランド「RENGA」認定基準不適合通知書」（別記様式第3号）を申請者に交付する。

(認定の変更)

第6条 認定後、次の各号のいずれかに該当するときは、認定者は「くまもと県南フードバレーブランド「RENGA」認定変更申請書」（別記様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 認定品の名称を変更するとき
- (2) 事業者の名称、住所等を変更するとき
- (3) 認定品の原料、形状、容器包装等を著しく変更するとき

- 2 会長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、当該変更が適正と認められるときは、その変更について認定し、「くまもと県南フードバレーブランド「RENGA」変更認定通知書」（別記様式第5号）により、認定者に通知する。

(認定の取り消し)

第7条 認定後、次の各号のいずれかに該当するときは、認定者は「くまもと県南フードバレーブランド「RENGA」認定取消申請書」（別記様式第6号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 認定品が認定基準に適合しなくなったとき
- (2) 認定品の製造若しくは販売を中止又は廃止したとき

- 2 会長は、前項の規定による取消申請があったときは、認定を取り消し、「くまもと県南フードバレーブランド「RENGA」認定取消通知書」（別記様式第7号）により認定者に通知する。

3 会長は、第 1 項の事由のほか、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により認定を受けたとき

(2) その他、会長が認定にふさわしくないと判断したとき

(認定の表示)

第 8 条 認定者は、認定品の容器包装、啓発用品等に認定品であることを示す「RENGA」ロゴマークを表示することができる。

2 使用できるデザイン及び表示方法は別表 1 のとおりとする。

(その他)

第 9 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附則 (施行期日)

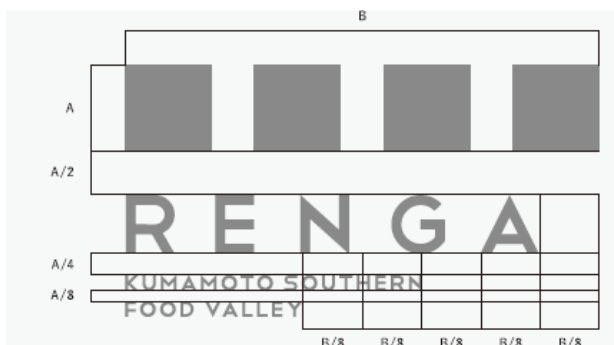
1 この規程は、令和 2 年 1 月 2 7 日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）

- 1 使用できるデザインパターンは以下のとおりとする。



- 2 ロゴマークの一部のみを使用したり、変形したりほかの図形と重ねて使用することはできない。
- 3 使用サイズについては問わないが、比率を変更した使用は認められない。



- 4 カラー規定

